

# 一般社団法人 香川県測量設計業協会賛助会員規程

平成19年4月1日制定

(賛助会員)

**第1条** 賛助会員は、定款第3条の目的に賛同し、第2条の要件を備えた者とする。

(要件)

**第2条** 測量設計業に係わりを有する個人又は法人とする。

2 第3条に定める入会金及び賛助会費を負担する。

(入会金)

**第3条** 賛助会員の入会金は10万円とし、入会承認後直ちに納入する。

(会費)

**第4条** 賛助会費は、年5万円とし、入会時及び毎年6月末日までに納入する。

(入会及び退会)

**第5条** 賛助会員の入会及び退会は、次によるものとする。

イ 入会しようとする者は、入会申込書（別記様式）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

ロ 退会しようとするときは、その旨を書面により会長に提出しなければならない。

(委任)

**第6条** この規程の運用についての必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は平成23年6月1日より施行する。

附 則 この規程は平成26年4月1日より施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人 香川県測量設計業協会  
会長 様

社 名  
代表者名  
住 所  
電 話

### 賛助会員入会申込書

貴協会の趣旨に賛同し下記のとおり申込みします。

記

#### 営業概要

1 資本金	
2 営業種目	
3 創業年月日	
4 登録事項	測量業登録 平成 年 月 日 ( 号 ) 建設コンサルタント登録 平成 年 月 日 ( 号 )
5 事業年度	
6 直前2カ年の 事業収入	年 月 期 万円 年 月 期 万円
7 従業員数	
8 営業経歴等 参考事項	